

# 茨城県化学肥料削減緊急支援事業に関する Q&A

## ① 共通事項

| No. | 質問                                       | 回答   |
|-----|--|--|
| 1   | 申請書類は、手書きで記入する必要があるか。                    | 手書きである必要はなく、パソコンでの入力も可とします。編集可能なデータは、県農業政策課のホームページからダウンロードすることができます。                         |
| 2   | ホームページからのダウンロード以外に、申請書はどこで入手できるか。        | お近くの県農林事務所にて入手可能です。  |
| 3   | 肥料を購入したことが分かる書類とはどのようなものを提出すればいいのか。      | 発注書、予約注文書、購入明細書、振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等が対象となります。<br>なお、書類は日付、肥料の種類、数量、金額が記載されているものに限りです。  |
| 4   | 押印する箇所がないが、不要なのか。                        | 不要です。茨城県では、申請書等の押印を廃止しています。  |
| 5   | 申請書を写真で撮影して、メールに画像を添付して提出してもよいか。         | 記載された文字情報が読み取り可能な場合に限り、可能としますが、原則としてメール申請の場合は pdf データにより提出してください。                            |
| 6   | 申請書類は直接持参してもよいか。対面で記入方法を教えてもらえるか。        | 書類の提出日や提出の有無の記録が残らずトラブルの原因になることが想定されるため、直接持参は受け付けておりません。また、対面での対応はしておりませんので、電話でお問い合わせください。   |
| 7   | 普通郵便での提出は可能か。                            | 不可とします。トラブルを防ぐため、必ずレターパックもしくは簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で提出してください。                                   |
| 8   | 肥料販売店で、顧客（農業者）分の申請書を代行して作成してよいか。         | 本人において作成が困難な場合は可能としますが、必ずご本人への内容確認をお願いいたします。   |
| 9   | 肥料販売店で、顧客（農業者）分の申請書をまとめて宅配便で窓口あてに送ってよいか。 | 基本的には不可となります。<br>※支援金の申請書は郵便法および信書便法に規定される「信書」に該当し、この「信書」は日本郵便株式会社と国が許可した信書便事業者以外が送ることができます。 |
| 10  | 返信用封筒はもらえないのか。                           | 申し訳ございませんが、申請者ご自身でご用意ください。   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 11 | 申請を複数回に分けてもよいのか。  | <b>申請は 1 農業者あたり、1 回としてください。</b><br>肥料を購入したことが分かる書類（請求書等）が複数ある場合は、 <b>必ずすべてがそろってから、1 回の申請でまとめて提出してください。</b> |
| 12 | 申請書とは別に化学肥料削減計画書を提出するのか。                                      | 申請書の記載項目のなかに化学肥料削減計画書が含まれるため、別の様式というわけではございません。  |
| 13 | 令和 5 年 11 月末までに納品された肥料のうち、令和 5 年 11 月に注文された肥料は対象外として除く必要があるか。 | 6 月から 10 月に注文・購入した肥料が対象なので、11 月注文分は対象外となります。<br>例) 10 月注文受付で 11 月に納品は対象だが、11 月注文受付で 11 月納品は対象外             |
| 14 | 店で発効しているポイントや商品券等を利用して肥料を購入した場合に、ポイント分を除いて請求書を作成する必要があるか。     | ポイントや商品券等を利用して購入した分の金額について、除いて請求書を作成いただく必要はございません。   |

## ②様式 1 支給申請書に関すること

| No. | 質問  | 回答  |
|-----|---|---|
| 1   | 様式 1 号は A3 サイズで提出する必要があるのか。                                     | A3 サイズ以外での提出も可能です。<br>A4 で提出する場合はホチキス止めをするなどして申請書がばらばらにならないようお願いします。  |
| 2   | 令和 5 年秋肥の合計金額は税抜き、税込みどちらを記入するのか。                                | 税込みの合計金額をご記入ください。   |
| 3   | 申請者情報や口座情報などについて、以前の事業で申請しているにもかかわらず、同じことをもう一度記入しなければならないのはなぜか。 | 県の支払審査上必要なため、ご理解をお願いいたします。  |
| 4   | 記載不要の欄（法人欄）は、空欄のままでもよいのか。－（ハイフン）や斜線を記入する必要はあるか。                 | 空欄のままでも結構です。  |
| 5   | 電話番号は自宅、携帯どちらでもよいのか。  | どちらでも結構ですが、申請内容の確認のため、審査デスクもしくは県から電話をかけることがあります。必ず連絡の取れる番号を記載してください。連絡が取れず、申請内容の補正が行えず一定期間が経過した場合、当該申請は取り下げられたものとみなします。 |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 6  | 口座名義は省略して書いてよいか。   | 支払い手続きが行えないため、省略せず記載してください。   |
| 7  | 申請者と異なる者の名義の口座に振り込みたい場合は、どうすればよいか。<br>(申請者本人が高齢であり、金銭の管理はその息子・娘が行っているといった場合など) | 両者が同一経営体もしくは家族関係にあることが証明できる書類(例:住民票の写し、税務申告の写し等)を添付していただければ、申請可能です。 |
| 8  | 支援金の振込先欄について、口座番号が7桁でない場合はどのように記載すればよいか。                                       | 右詰めで記載してください。   |
| 9  | 宣誓項目の同意(○の記入)は必須か。   | 必須となります。記入がない場合、審査デスクから確認のご連絡をさせていただきます。                            |
| 10 | 宣誓項目の欄(裏面)は何か記入が必要か。   | 裏面は宣誓項目の一覧となっておりますので、記入は不要です。                                       |
| 11 | 国・県支援事業の受給の有無のチェックは支給審査に影響するか。   | 国・県支援事業の受給の有無のチェックは支給審査に影響ございません。                                   |

### ③様式2支給要件証明書に関すること

| No. | 質問                                    | 回答  |
|-----|---------------------------------------|---|
| 1   | 本様式は必須か。                              | <b>必須となります。</b> ただし、農業経営改善計画もしくは青年等就農計画の認定書がお手元にある場合は、その写しを提出いただければ、本様式は不要です。<br>この場合、認定書の原本を提出しないようお願いします。また、認定書の有効期限が切れていないか、ご確認願います。 |
| 2   | 市町村から市町村管内の申請者分を後日まとめて審査デスクあて送付してよいか。 | 構いません。その際、申請日との齟齬をなくすため、できるだけ証明書の作成日は申請受付期間の初日とするようにしてください。<br>また、様式2号を別途送付することが分かるよう審査デスクへ連絡願います。                                      |
| 3   | 証明書の作成日(様式右上)は様式1の申請日と揃える必要があるか。      | 日付を揃える必要はございません。  |
| 4   | 支給要件のどれに該当するかわかっているため、本様式を自分で作成しよいか。  | <b>不可とします。</b> お住まいの市町村農政主管課で取得ください。なお、市町村長名の証明書を偽造することは、公文書偽造罪(刑法第155条1項もしくは3項)に問われ懲役・罰金刑が科される可能性がありますので、 <b>絶対に自分で作成しないでください。</b>     |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 5 | 支給対象者名が様式1の申請者と相違しているが申請可能か。                     | 可能です。ただし、両者が同一経営体もしくは家族関係にあることが証明できる書類（例：住民票の写し、税務申告の写し等）の添付が必要となります。  |
| 6 | 様式2の要件⑤「農地基本台帳上に自作地、借入地を有する者」の確認についてどのように行えばよいか。 | ※様式2を発行いただく、市町村農政主管課へ向けての回答<br>農地基本台帳の閲覧権限が農業委員会のみになる場合は、農業委員会に台帳の閲覧を照会願います。<br>もしくは、各申請者自身で農業委員会にて耕作証明等を取得してもらい、そちらを確認の上、様式2号を発行してください。 |

#### ④支給要件に関すること

| No. | 質問   | 回答  |
|-----|--|---|
| 1   | なぜ支給金額の割合を認定農業者等とそれ以外で分けるのか。（認定農業者等になっていなくても頑張っている農家は多くいるのになぜ割合が違うのか。） | 本県の強みである農業を持続可能なものとしていくため、県では「儲かる農業」の実現を県総合計画の中に位置づけ推進しております。限られた財源の中で「儲かる農業」の実現に近づくため、中長期的に農業経営の改善を目指した計画に基づいて営農されている方たち（認定農業者等）の割合を別途定めております。 |
| 2   | 婚姻等により苗字が変わったため、認定証と申請者名が異なるがどうすればよいか。                                 | 両者が同一人物であることがわかる書類の添付をお願いします。<br>（戸籍関係書類等）  |
| 3   | 支給要件を示すものは、認定証ではなく認定通知でもよいか。   | 氏名、首長名、有効期限が記載されているものであれば代用可とします。   |
| 4   | 他県に居住しているが茨城県内で営農している。この場合は申請できるか。                                     | 原則不可ですが、事業所を県内においている場合（税務申告等を本県でしている場合）は可能となる場合がありますので、ご相談ください。   |
| 5   | 市町村基本構想水準到達の判断・確認方法がわからない。   | ※様式2を発行いただく、市町村農政主管課へ向けての回答<br>平成29年12月18日付け通知（経営局農地政策課農地集積促進室長）の「1基本構想水準到達者の確認方法」に準じてください。   |
| 6   | 持続農業法に係る認定書（エコファーマー）を添付してもよいか。   | 他制度における認定書であり支給要件を示すものでないため、不可とします。   |